

中教審答申「地方教育行政の在り方」について

1998年9月22日、日本高等学校教職員組合中央執行委員会

9月21日、中央教育審議会は「今後の地方教育行政の在り方について」の「答申」を発表しました。

「答申」は、「地方分権」「規制緩和」の観点から、「文部省の行政の在り方、地方教育行政の在り方を見直し」、「新たな国、地方と学校との連携関係協力体制の在り方を示す」ことを目的としてまとめられています。

政府・文部省はこの「答申」にもとづいて次期通常国会で学校教育法や地教行法、標準定数法など関連法の改定をすすめるその具体化をはかるとしています。教育行政の責務は、憲法・教育基本法にもとづく教育をすすめるための必要な条件整備・確立にあります。「答申」が示した「見直し」はこの基本原則をふまえたものにはなっておらず、文部省の「教育改革」路線を地方教育行政に担わせ、新たな学校管理の強化を企図するものとなっています。これが実施に移されるなら学校と教育に重大な障害をもたらすものとなるのは明らかです。

第1に、子ども・父母に直接責任を負う学校教育が脅かされていることです。

戦前、日本の教育が子どもたちのためでなく天皇への臣従を目的とされ、「学校長は地方長官の命を承け校務を掌理し所属職員を監督す」「訓導は学校長の命を承け児童の教育を掌る」（国民学校令）として学校の教育活動はすべて学校長の命令で行われていました。したがって教員は校長に対して責任を負い、子どもに責任を負うものではありませんでした。戦後の教育はこれへの反省に立って、直接子どもに責任を負って教育が行われるべきものとして、その責務を果たすために教員の自主的権限が確立されてきました。ところが「答申」は、校長の権限強化と責任を明確にした上で「学校運営組織の見直し」を唱えています。また「答申」は、教職員の合意を生み出す場として学校運営での重要な役割を果たしている職員会議について、「校長の職務の円滑な執行に資するため」「校長が主宰する」として校長の補助機関にすることを示唆しています。東京都ではすでに職員会議を校長の補助機関として位置づける方向で「学校管理運営規則」が改悪されています。教職員が教育の専門性に基づき、父母と共同して子どもと教育について語り合い合意を広げていく活動を学校運営の基本に据えてこそ、学校は本来の役割を發揮することができます。学校は教育の条理によって成り立つところであり、校長は、子ども、父母・国民に対して責任を負い、教育の専門家として高い識見に基づいての指導性が發揮されるとともに、行政に対する校長の権限が確立される必要があります。「答申」のめざす方向は、教育活動でのリーダーシップの發揮が求められる校長を行政の指導・命令を伝達し徹底する役割を担わせる側へ押し込むものであり、学校が本来の役割を發揮することに重大な支障をもたらすものといわなければなりません。

第2に、教職員への管理統制をいっそう強めるものです。

「答申」では、「校長・教頭の学校運営に関する資質能力を養成する観点から」企業の経営者に求められる専門知識や教養を身につけ、マネジメント(経営管理)能力を高めるための「研修の見直し」を求めるとともに、一般教員に対しても、同様の趣旨から「研修の見直し」

を強調しています。

また、教員としての「適格制」に欠く者について、「人事上の措置」をとるとともに、必要に応じて「地公法」上での分限制度の運用を指示しています。

加えて、主任制について法令上の位置付けを行ない、「校長を支えるスタッフ」として「処遇の在り方」を検討するよう述べ、教職員への差別賃金導入の意図を明らかにしています。

子どもの人格形成を助けるという教員の仕事はきわめて精神的・文化的でありそれゆえに崇高なものです。教員のこの仕事の特性をふまえて教育公務員特例法では教員の自主的研修権の保障と教育行政による条件整備義務を明確にしています。ところが「答申」は学校教育に対する公的責任をあいまいにして、利潤追求と効率を目的とする企業社会の論理を学校に持ち込み、学校教育を歪め、教職員を文部省の「教育改革」路線の推進者に仕立てようとしています。

「適格制に欠く教員」との判断は必ず恣意的にならざるを得ません。にもかかわらずことさら「適格制を欠く教員等への対応」をいう裏には、当局や校長の方針に異議を唱える教職員を排除する手段にしたり、地公法28条の「分限制度」の「不適格」の認定を脅しに使う、教職員の統制を強化するねらいが隠されていると見ておかなければなりません。

主任を「校長を支えるスタッフ」と位置づける立場は、教職員が合意に基づいて教育活動をすすめる場としての学校のあり方と根本的に対立するものです。主任は教育活動のなかで、他の分野との連絡・調整にあたり合意形成にイニシアチブを発揮する役割が求められています。主任を中間管理職的な扱いにすることは、教職員に対する分断・統制をもたらすものであり、民主的学校運営を突き崩す意図が示されています。

第3に、教育行政の学校教育に対する条件整備の責任を放棄し、困難を地方・学校にしわよせするものです。

「答申」は、公立学校の学級編成について、「標準法」を国がその給与費を国庫負担とする際の基礎となる教職員定数を算定するための基準であることを確認したうえで、学級編成や教職員定数について都道府県、市町村の裁量による弾力的な運用を認めています。これは深刻な教育の危機の深まりのなかで、三〇人学級実現を願う父母・国民の声や学級定員引き下げの独自措置をすすめる自治体の努力にゆえざるを得ないことの反映です。しかし国が三〇人学級を算定基礎とする教職員定数の配置を実施せず、自治体にその判断を委ねる立場は地方に財政責任を負わせるものに他なりません。

また「答申」は、職種ごとに教職員定数を決めている「標準法の見直し」を提唱したり、教職員の兼務を積極的に推進し、小・中や中・高など学校間の連携・協力を促進することを奨励しています。さらに特定の学校に事務職員を集中的に配置して、複数校を兼務させることや学校事務を共同実施するセンター的組織の配置などを検討するとしています。こうした「弾力化」の措置は、養護教諭、実習教員、事務職員、栄養職員、学校図書館職員、現業職員など学校教育に欠かせない役割を担っている職種の業務に重大な障害を与え、教職員定数の削減をもたらすなど、地方と学校に犠牲を押しつける教育リストラをすすめる企図をあらわにするものです。

第4に、学校教育に新たな介入の道を開くとともに、地域住民の要求を閉ざすものとなっていることです。

「答申」は、学校の教育活動についての「自己評価」の導入や、学校運営に関する意見・

助言を求めるための「学校評議員」の設置を提唱しています。学校教育活動の評価は、教職員の教育活動の改善に向けて自主的におこなわれなければならないものです。教育委員会や校長による「自己評価」の強制が教育の自主性を侵し、教職員の教育活動に対する介入に結びつく恐れは十分に考えられます。大阪府ではすでに「学校自己診断」の提出をめぐって学校の教育活動に重大な困難がもたらされています。「学校評議員」は校長が推薦して決める制度です。その権限は「校長の求めに応じて」意見や助言をすることに限定されており、校長主導による新たな学校介入につながる危険性が高いものです。また、それだけでなく、父母や地域住民の要求や学校参加の道を塞ぐ役割を果たすことにつながっています。私たちは父母・住民に開かれた学校の本来のあり方の一つとして、教職員、父母、生徒参加の「学校評議会」の設置をめざしてきたところです。「答申」のいう「学校評議員」は私たちの求める「学校評議会」とは全く異質のものです。

第5に。国の教育政策を推進し教育の国家統制を強化するものです。

「答申」は教育制度のいっそうの「多様化・弾力化」や基準の大綱化をすすめることと述べています。具体的には、教育課程基準の「大綱化・弾力化」をすすめ、教科内容や教育方法などについての助言や支援を行うものとしての「ナショナルセンター」を、生徒指導業務については「生活指導研究に関するセンター」を設置して文部省に代わって助言や支援を行うとしています。こうした業務上の大幅な見直しの中で、学校の設置基準や教育課程の基準の設定などこれまで政府・文部省が行ってきた事業を今後も国の担うべき役割として位置づけた上での施策が示されています。これは「中高一貫教育の選択的導入」や「飛び級入学」など学校制度の複線化、通学区域の「弾力化」・「学校選択の自由」、「特色ある学校づくり」など政府の「教育改革」を、地方教育行政の見直しを通じてすすめていくことをめざすものです。

「答申」は教育行政が行なう指導、助言、援助などについて「あたかも法的拘束力があるかのような受け止め方もなされてきた」と、地方や学校などの「受けとめ方」の責任に転嫁する一方で、国民の教育権の保障に背を向けてきた教育行政の誤りについては全く触れていません。政府による教育委員の任命制の教校によって教育に重大な歪みをもたらしたことについての反省もなく、教育の国家統制を強めていこうとする姿勢は「答申」が任命制維持について述べていることにも明らかとなっています。憲法・教育基本法を軸とした戦後の民主的教育改革の原点に立ち戻り、教育委員の民主的選出など、地方行政の民主化が求められています。

教育をめぐる状況が深刻になるもとの、今回の「答申」は子どもたちの願いにこたえるものではなく、日本の教育をゆがめ、学校と教職員にいっそうの困難をもたらすものです。こうしたなかで私たちは、子どもと教育を守り、「子どもが人間として大切にされる学校と教育、社会の実現をめざす教育国民大運動」の成功をめざしてとりくみを強めています。父母と共同して三〇人学級や私学助成拡充など教育条件改善の運動や、民主的學校づくりにとりくんでいきます。

日高教は「答申」について、そのねらいと本質を広く明らかにすることを重視してとりくむとともに、父母・国民と共同して職場、地域から教育改革運動の発展に全力を尽くすものです。